

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1

## 告 示

### 高知県告示第288号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成31年4月11日に次のとおり認可した。

平成31年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2 地先

(2) 漁業権の免許番号

内共第512号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第6条第1項の表中「3,000円」を「2,000円」に改め、同条第2項の表中

肢体不自由者 高校生である者 70歳以上の者	3,000円
------------------------------	--------

を

高校生である者	500円
肢体不自由者 70歳以上の者 女性（中学生以下の者及び高校生である者を除く。）	3,000円

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成31年5月1日

#### 2 鏡川漁業協同組合 内共第512号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

鏡川漁業協同組合 高知市鏡川町字カツラ原104番地2 地先

(2) 漁業権の免許番号

内共第512号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第6条第6項中「6月1日から翌年の5月31日まで」を「3月1日から翌年の2月末日まで」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成32年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

- 平成32年1月1日
- 3 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則
- (1) 漁業権者の名称及び住所  
仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第513号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第4条第1項の表中「4センチメートル」を「6センチメートル」に改める。  
第5条第2項の表中  
「中学生以下の者」  
を  
「中学生以下の者  
組合が特に承認した者」  
に改める。  
附則として次のように加える。  
この規則は、平成31年6月1日から施行する。
- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成31年6月1日